

## 千葉県指定医療機関指定要領

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を適正に行うため、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）、及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行う。

### 第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

#### 1 指定の申請の事務

- (1) 法第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は指定医療機関指定申請書（別紙様式第1号）により市長に申請する。
- (2) 指定を受ける対象は、千葉市の区域内に所在する医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。）とする。
- (3) 市長は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、承認するときは別紙様式第2号により、不承認とするときは別紙様式第2号の2により申請者へ通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の申請をした日の属する月の翌月初日とする。

#### 2 変更の届出

- (1) 指定医療機関の名称及び所在地その他規則第41条に定める事項に変更を生じた場合は、法第19条の規定に基づき、指定医療機関変更届出書（別紙様式第3号）により、市長に届け出るものとする。
- (2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

#### 3 指定の更新

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、指定医療機関指定更新申請書（別紙様式第4号）により、市長に申請する。
- (2) 市長は、所要の審査を行った上で、承認するときは別紙様式第5号の1により、不承認とするときは別紙様式第5号の2により更新申請者へ通知する。

#### 4 指定の辞退

法第20条の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、指定医療機関辞退申出書（別紙様式第6号）により市長に届け出るものとする。

## 5 その他

- (1) 市長は、指定医療機関において患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、特定医療を提供する体制の整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定医療機関への指導を行うことができる。
- (2) 市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定に基づき公示する。
- (3) 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法の規定により、難病法や同法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式第1号、第3号、第4号について、介護医療院においては、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と、「開設者」を「代表者」と読み替えた上で記載し、標榜している診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出する。

## 第2 審査（確認）

- 1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。
  - (1) 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。
  - (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。
  - (3) 薬局にあつては、同号に規定する保険薬局であること。
  - (4) 同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。
- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）するものとする。
  - (1) 申請者について、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
  - (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

- (3) 申請者について、「法第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、規則第36条に定める指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (4) 申請者について、「法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（(6)において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (5) 申請者について、「法第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (6) (4)に規定する期間内に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (7) 申請者について、「指定医療機関の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。
- (8) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。
- (9) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が（1）から（7）までのいずれか

に該当する者であるとき」の該当の有無。

- 3 市長は、審査（確認）に当たり、次に掲げる事項のいずれかの場合に該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。
- (1) 申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。
  - (2) 申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第18条の規定による指導又は法第22条第1項の規定による勧告を受けたものであるとき。
  - (3) 申請者が、法第22条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。
  - (4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不相当と認めるもの。

#### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 1 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 1 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別紙様式第1号

別紙様式第1号

(表)

指定医療機関指定申請書

該当するものに○をつけてください。		病院・診療所等 <sup>※1</sup>	薬局	訪問看護事業者等
保険医療機関等	名称			
	所在地	〒		
	電話番号	TEL ( )		
	コード <sup>※2</sup>			
開設者 <sup>※3</sup>	住所 (訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記入)	〒		
	氏名又は名称			
	代表者(訪問看護事業者のみ記載)	住所		
		氏名		
標榜している診療科目 (病院・診療所のみ記載)				
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。				
年 月 日				
開設者 住 所 (法人にあっては所在地)				
氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)				
千葉市長 様				

※1 介護医療院を含む。

※2 病院・診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号、介護医療院の場合は介護保険事業所番号を記載してください。

※3 開設者が法人にあっては、裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿

役職	氏名	生年月日	住所

記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

別紙様式第2号の1

別紙様式第2号の1

千葉市指令 第 号  
年 月 日

開設者 殿

千葉市長 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による  
指定医療機関の指定について

年 月 日付けの申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、年 月 日付けをもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下記のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

別紙様式第2号の2

別紙様式第2号の2

千葉市指令 第 号

年 月 日

開設者 殿

千葉市長

印

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による  
指定医療機関の指定について

年 月 日 第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	所 在 地

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、千葉市を被告として（訴訟において千葉市を代表する者は千葉市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式第3号

別紙様式第3号

指定医療機関変更届出書

現在指定を受けている事項			
該当するものに○をつけてください。	1 3	病院・診療所等※1 訪問看護事業者等	2 薬局 指定年月日 年 月 日
保険医療機関	名称		
	所在地	〒	
	コード※2		

変更事項（変更があった事項のみ記入してください）			変更年月日	
保険医療機関	名称		年 月 日	
	所在地	〒	年 月 日	
	コード※2		年 月 日	
開設者	住所※3	〒	年 月 日	
	氏名又は名称		年 月 日	
	代表者 ※4	住所		年 月 日
		氏名		年 月 日
標榜している診療科目			年 月 日	
役員の氏名及び職名			(裏面) のとおり 年 月 日	

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届け出ます。

年 月 日

開設者  
住所  
氏名又は名称

千葉市長 様

- ※1 介護医療院を含む。
- ※2 病院・診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号、介護医療院の場合は介護保険事業所番号を記載してください。
- ※3 訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。
- ※4 訪問看護事業者のみ記載してください。

役員の氏名及び職名

氏 名	職 名

※役員の変更（追加）等においては、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを確認した上で、記載して下さい。

(参考)

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消のうち当該取消の処分となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

別紙様式第4号

別紙様式第4号

(表)

指定医療機関指定更新申請書

該当するものに○をつけてください。		病院・診療所等 <sup>※1</sup> 薬局 訪問看護事業者等		
保険医療機関等	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒 ( ) Tel ( )	
	コード <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/>		
開設者	住所 <sup>※3</sup>	<input type="checkbox"/>	〒	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>		
	代表者 <sup>※4</sup>	住所	<input type="checkbox"/>	〒
		氏名	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科目 (病院・診療所のみ記載)		<input type="checkbox"/>		
役員の氏名及び職名		<input type="checkbox"/>	(裏面) のとおり	
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住 所 氏名又は名称</p> <p>千葉市長 様</p>				

※1 介護医療院を含む。

※2 病院・診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号、介護医療院の場合は介護保険事業所番号を記載してください。

※3 訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。

※4 訪問看護事業者のみ記載してください。

(1)直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の口の中にレ印を付すること。

役員名簿

役職	氏名	生年月日	住所

記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付すること。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

別紙様式第5号の1

別紙様式第5号の1

千葉市指令 第 号  
年 月 日

開設者 殿

千葉市長 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の規定による  
指定医療機関の更新について

年 月 日付けの申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、年 月 日付けをもって更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して下記のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

別紙様式第5号の2

別紙様式第5号の2

千葉市指令 第 号

年 月 日

開設者 殿

千葉市長

印

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の規定による  
指定医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	所 在 地

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、千葉市を被告として（訴訟において千葉市を代表する者は千葉市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式第6号

別紙様式第6号

### 指定医療機関辞退申出書

年 月 日

千葉市長 様

開設者

住所

氏名又は名称

難病の患者に対する医療等に関する法律第20条の規定により、指定を辞退したいので申し出ます。

指定医療機関の名称等	<名称>
	<住所> 〒  <電話番号> ( )
	<区分> 1. 病院・診療所等 <sup>※1</sup> 2. 薬局 3. 訪問看護事業者等
指定年月日	年 月 日
辞退年月日	年 月 日 ※辞退年月日においては、申し出から1月以上の期間をおく（予告期間をおく）ことが必要となります。（法第20条）
辞退の理由	

※1 介護医療院を含む。